

議案説明資料

平成27年第5回市議会（定例会）

議案第233号	平成27年度福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分） ・・・・・・・・ P 1
議案第254号	福岡市立学校職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例案 ・・・・・・・・ P 5
議案第289号	福岡市総合図書館に係る指定管理者の指定について ・・・・・・・・ P 25
議案第290号	福岡市東図書館に係る指定管理者の指定について ・・・・・・・・ P 31
議案第305号	訴えの提起について・・・・・・・・ P 37
議案第306号	和解について・・・・・・・・ P 38

平成27年12月
教育委員会

議案第233号 平成27年度 福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）

1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地 方 債
		千円	千円	千円	千円	千円
	12款 教 育 費	57,500,568	1,604,013	59,104,581	526,137	1,018,000
P54 ・ P55	1項 教育総務費 1目 教育委員会費	5,096,699	1,881	5,098,580	—	—
	2項 小学校費 1目 小学校管理費	12,688,337	▲ 164,778	12,523,559	—	—
P56 ・ P57	2項 小学校費 3目 小学校建設費	12,125,353	617,812	12,743,165	206,295	399,000
	3項 中学校費 1目 中学校管理費	6,290,216	28,753	6,318,969	—	—
P56 ） P59	3項 中学校費 3目 中学校建設費	2,647,180	953,057	3,600,237	319,842	619,000
P58 ・ P59	4項 高等学校費 1目 高等学校総務費	2,792,873	156,420	2,949,293	—	—
P58 ） P61	5項 幼稚園費 1目 幼稚園管理費	276,552	14,342	290,894	—	—

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
そ の 他	計		
千円	千円	千円	
—	1,544,137	59,876	1. 給与費等の追加 34,132 千円
			○教育委員会費 ・給与費等の追加 1,881 千円
			○小学校管理費 ・給与費等の減額 ▲ 164,778 千円
—	—	1,881	○小学校建設費 ・給与費等の追加 1,802 千円
			○中学校管理費 ・給与費等の追加 28,753 千円
			○中学校建設費 ・給与費等の減額 ▲ 814 千円
—	—	▲ 164,778	○高等学校総務費 ・給与費等の追加 156,420 千円
			○幼稚園管理費 ・給与費等の追加 14,342 千円
			○特別支援学校管理費 ・給与費等の減額 ▲ 3,178 千円
—	605,295	12,517	○社会教育総務費 ・給与費等の追加 1,354 千円
			○図書館費 ・給与費等の減額 ▲ 1,650 千円
—	—	28,753	2. 校舎等整備費の追加 1,569,881 千円
			○小学校建設費 ・校舎等整備費の追加 616,010 千円
			○中学校建設費 ・校舎等整備費の追加 953,871 千円
—	938,842	14,215	〔 関連歳入 (16) 国庫支出金 526,137 千円 学校施設環境改善交付金 (23) 市債 1,018,000 千円 学校建設債 〕
—	—	156,420	
—	—	14,342	事業概要（補正の内容・理由） 文部科学省において、平成27年度「学校施設環境改善交付金」の追加募集があり、学校施設の外壁改修工事が対象とされたため、小学校7校、中学校8校の工事を平成27年度に前倒しし、早期に財源を確保するもの。

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地 方 債
P60 ・ P61	6項 特別支援学校費 1目 特別支援 学校管理費	2,049,072	▲ 3,178	2,045,894	—	—
	7項 社会教育費 1目 社会教育費 総務費	217,150	1,354	218,504	—	—
P60 ↳ P63	7項 社会教育費 2目 図書館費	1,939,440	▲ 1,650	1,937,790	—	—
—	その他の科目 (本補正外)	11,377,696	—	11,377,696	—	—
—	15款 諸支出金 2項 下水道事業 受益者負担金	808	—	808	—	—
合 計		57,501,376	1,604,013	59,105,389	526,137	1,018,000

2. 地方債補正

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
学 校 建 設 費	千円 8,438,000	千円 9,456,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
そ の 他	計		
—	—	▲ 3,178	
—	—	1,354	
—	—	▲ 1,650	
—	—	—	
—	—	—	
—	1,544,137	59,876	

説 明
学校建設事業に充当する起債の追加

議案第 254 号

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正の理由

人事委員会の勧告等に鑑み、教育職員の給料月額の設定等を行う必要があるため、改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 給料表等の改定

教育職給料表については福岡県立高等学校等の教育職員の給料表との均衡を考慮して改定を行うよう人事委員会から勧告されていることを受け、給料表等を引き上げることにより改定を行う。

【平均給与月額の改定】(経過措置額含む)

給料表別	現 行	改定後	改定額
教育職(1)	472,162円	473,220円	1,058円(0.22%)
教育職(2)	424,602円	426,218円	1,616円(0.38%)

(注) 教職調整額、給料の調整額、加算額等を含む。

[参考]

行政職(1)	388,025円	388,548円	523円(0.13%)
--------	----------	----------	-------------

(2) 給料の調整額の改定

給料表の改定に伴い、給料の調整額定額表の改定を行う。

3 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

**福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表**

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○ 福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年福岡市条例 12 号）

現 行						
別表第 1						
教 育 職 給 料 表 (1)						
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,500	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	154,100	198,500	261,700	336,900	426,700
	4	155,700	200,200	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	158,900	203,600	269,700	343,800	431,900
	7	160,700	205,300	272,300	346,100	433,700
	8	162,500	207,000	274,900	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,400	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,400	212,500	283,000	355,000	440,900
	12	170,400	214,400	285,700	357,200	442,700
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	291,000	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,700	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,400	365,400	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	183,900	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,400	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	188,900	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,700	312,500	377,300	460,800
	23	194,900	240,500	315,200	379,200	462,600
	24	196,600	243,300	317,900	381,100	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,700	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	201,300	251,800	325,300	386,600	469,500
	28	202,900	254,600	327,700	388,500	471,200
	29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	332,300	392,400	474,600
	31	208,000	262,600	334,500	394,400	476,300
	32	209,700	265,200	336,700	396,400	478,000
	33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
	34	213,100	270,100	340,900	399,800	480,500
	35	214,900	272,600	343,100	401,400	481,500
	36	216,700	275,100	345,300	403,000	482,500
	37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
	38	220,100	280,300	349,700	406,100	484,400
	39	221,900	282,900	351,900	407,600	485,400
	40	223,700	285,500	354,100	409,100	486,400
	41	225,600	287,900	356,200	410,700	487,500
	42	227,400	290,400	358,300	412,200	488,500
	43	229,200	292,900	360,400	413,700	489,500
	44	231,000	295,400	362,500	415,200	490,500
	45	232,700	297,800	364,600	416,700	491,600
	46	234,400	300,400	366,600	418,300	492,600
	47	236,100	303,000	368,600	419,900	493,600
	48	237,800	305,600	370,600	421,500	494,600

改 正 案

別表第 1

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 153,600	円 197,900	円 259,000	円 333,700	円 424,200
	2	155,200	199,600	261,700	336,000	426,000
	3	156,800	201,300	264,400	338,300	427,800
	4	158,400	203,000	267,100	340,600	429,600
	5	159,800	204,700	269,800	342,900	431,200
	6	161,600	206,400	272,400	345,200	433,000
	7	163,400	208,100	275,000	347,500	434,800
	8	165,200	209,800	277,600	349,800	436,600
	9	167,100	211,500	280,000	351,900	438,400
	10	169,100	213,400	282,600	354,100	440,200
	11	171,100	215,300	285,200	356,300	442,000
	12	173,100	217,200	287,800	358,500	443,800
	13	175,200	218,900	290,400	360,700	445,700
	14	177,400	220,900	293,000	362,700	447,600
	15	179,600	222,900	295,600	364,700	449,500
	16	181,800	224,900	298,200	366,700	451,400
	17	184,100	226,800	300,800	368,700	453,100
	18	186,600	229,500	303,500	370,700	454,900
	19	189,100	232,200	306,200	372,700	456,700
	20	191,600	234,900	308,900	374,700	458,500
	21	194,200	237,700	311,400	376,700	460,100
	22	195,900	240,500	314,000	378,500	461,900
	23	197,600	243,300	316,600	380,300	463,700
	24	199,300	246,100	319,200	382,100	465,500
	25	200,800	248,900	321,800	384,000	467,200
	26	202,400	251,700	324,200	385,900	468,900
	27	204,000	254,500	326,600	387,800	470,600
	28	205,600	257,300	329,000	389,700	472,300
	29	207,300	260,000	331,400	391,500	474,000
	30	209,000	262,500	333,600	393,500	475,700
	31	210,700	265,000	335,800	395,500	477,400
	32	212,400	267,500	338,000	397,500	479,100
	33	214,000	269,900	340,000	399,300	480,600
	34	215,800	272,400	342,200	400,900	481,600
	35	217,600	274,900	344,400	402,500	482,600
	36	219,400	277,400	346,600	404,100	483,600
	37	221,000	279,700	348,800	405,700	484,500
	38	222,800	282,200	351,000	407,200	485,500
	39	224,600	284,700	353,200	408,700	486,500
	40	226,400	287,200	355,400	410,200	487,500
	41	228,300	289,600	357,500	411,800	488,600
	42	230,100	292,000	359,600	413,300	489,600
	43	231,900	294,400	361,700	414,800	490,600
	44	233,700	296,800	363,800	416,300	491,600
	45	235,300	299,300	365,900	417,800	492,700
	46	236,900	301,900	367,900	419,400	493,700
	47	238,500	304,500	369,900	421,000	494,700
	48	240,100	307,100	371,900	422,600	495,700

現 行

49	239,400	308,200	372,600	422,900	495,700
50	241,000	310,700	374,600	424,500	496,700
51	242,600	313,200	376,600	426,100	497,700
52	244,200	315,700	378,600	427,700	498,700
53	245,900	318,100	380,500	429,200	499,800
54	247,500	320,300	382,200	430,800	500,800
55	249,100	322,500	383,900	432,400	501,800
56	250,700	324,700	385,600	434,000	502,800
57	252,300	327,000	387,400	435,400	503,800
58	253,900	329,200	389,000	436,900	504,800
59	255,500	331,400	390,600	438,400	505,800
60	257,100	333,600	392,200	439,900	506,800
61	258,500	335,700	393,800	441,400	507,800
62	260,100	337,900	395,200	443,000	508,800
63	261,700	340,100	396,600	444,600	509,800
64	263,300	342,300	398,000	446,200	510,800
65	264,700	344,300	399,300	447,600	511,900
66	266,300	346,500	400,700	449,200	512,900
67	267,900	348,700	402,100	450,800	513,900
68	269,500	350,900	403,500	452,400	514,900
69	271,200	352,900	404,800	453,800	516,000
70	272,600	354,900	406,200	455,400	
71	274,000	356,900	407,600	457,000	
72	275,400	358,900	409,000	458,600	
73	276,900	361,000	410,200	460,000	
74	278,300	363,000	411,600	460,900	
75	279,700	365,000	413,000	461,800	
76	281,100	367,000	414,400	462,800	
77	282,500	368,800	415,600	463,600	
78	283,700	370,500	416,900	464,500	
79	284,900	372,200	418,200	465,400	
80	286,100	373,900	419,500	466,300	
81	287,400	375,400	420,900	467,300	
82	288,600	376,800	422,200	468,300	
83	289,800	378,200	423,500	469,300	
84	291,000	379,600	424,800	470,300	
85	292,200	381,000	425,900	471,100	
86	293,700	382,400	427,100	472,000	
87	295,200	383,800	428,300	472,900	
88	296,700	385,200	429,500	473,800	
89	298,100	386,500	430,500	474,800	
90	299,500	387,800	431,500	475,700	
91	300,900	389,100	432,500	476,600	
92	302,300	390,400	433,500	477,500	
93	303,700	391,700	434,500	478,500	
94	305,100	393,000	435,500	479,400	
95	306,500	394,300	436,500	480,300	
96	307,900	395,600	437,500	481,200	
97	309,200	396,900	438,600	482,200	
98	310,500	398,100	439,300	483,100	
99	311,800	399,300	440,000	484,000	
100	313,100	400,500	440,700	484,900	

改 正 案

49	241,800	309,500	373,800	424,000	496,800
50	243,400	312,000	375,800	425,600	497,800
51	245,000	314,500	377,800	427,200	498,800
52	246,600	317,000	379,800	428,800	499,800
53	248,100	319,400	381,600	430,300	500,800
54	249,600	321,600	383,300	431,900	501,800
55	251,100	323,800	385,000	433,500	502,800
56	252,600	326,000	386,700	435,100	503,800
57	254,100	328,300	388,500	436,500	504,800
58	255,600	330,500	390,100	438,000	505,800
59	257,100	332,700	391,700	439,500	506,800
60	258,600	334,900	393,300	441,000	507,800
61	260,100	337,000	394,900	442,500	508,800
62	261,600	339,200	396,300	444,100	509,800
63	263,100	341,400	397,700	445,700	510,800
64	264,600	343,600	399,100	447,300	511,800
65	266,100	345,600	400,400	448,700	512,800
66	267,700	347,800	401,800	450,300	513,800
67	269,300	350,000	403,200	451,900	514,800
68	270,900	352,200	404,600	453,500	515,800
69	272,500	354,200	405,900	454,900	516,800
70	273,900	356,200	407,300	456,500	
71	275,300	358,200	408,700	458,100	
72	276,700	360,200	410,100	459,700	
73	278,100	362,200	411,300	461,100	
74	279,500	364,100	412,700	462,000	
75	280,900	366,000	414,100	462,900	
76	282,300	367,900	415,500	463,800	
77	283,700	369,900	416,700	464,700	
78	284,900	371,600	418,000	465,600	
79	286,100	373,300	419,300	466,500	
80	287,300	375,000	420,600	467,400	
81	288,600	376,500	422,000	468,400	
82	289,800	377,900	423,300	469,400	
83	291,000	379,300	424,600	470,400	
84	292,200	380,700	425,900	471,400	
85	293,400	382,100	427,000	472,200	
86	294,900	383,500	428,200	473,100	
87	296,400	384,900	429,400	474,000	
88	297,900	386,300	430,600	474,900	
89	299,200	387,600	431,600	475,900	
90	300,600	388,900	432,600	476,800	
91	302,000	390,200	433,600	477,700	
92	303,400	391,500	434,600	478,600	
93	304,800	392,800	435,600	479,500	
94	306,200	394,100	436,600	480,400	
95	307,600	395,400	437,600	481,300	
96	309,000	396,700	438,600	482,200	
97	310,300	398,000	439,700	483,100	
98	311,600	399,200	440,400	484,000	
99	312,900	400,400	441,100	484,900	
100	314,200	401,600	441,800	485,800	

現 行

					485,900
101	314,500	401,600	441,500		
102	315,700	402,800	442,100		
103	316,900	404,000	442,700		
104	318,100	405,200	443,300		
105	319,300	406,200	443,800		
106	320,400	407,300	444,400		
107	321,500	408,400	445,000		
108	322,600	409,500	445,600		
109	323,500	410,700	446,200		
110	324,100	411,700	446,800		
111	324,700	412,700	447,400		
112	325,300	413,700	448,000		
113	326,000	414,800	448,500		
114	326,500	415,800	449,100		
115	327,000	416,800	449,700		
116	327,500	417,800	450,300		
117	328,100	418,700	450,800		
118	328,700	419,600	451,400		
119	329,300	420,500	452,000		
120	329,900	421,400	452,600		
121	330,400	422,400	453,100		
122	331,000	423,300	453,700		
123	331,600	424,200	454,300		
124	332,200	425,100	454,900		
125	332,800	425,900	455,400		
126	333,300	426,700	456,000		
127	333,800	427,500	456,600		
128	334,300	428,300	457,200		
129	334,700	429,100	457,700		
130	335,100	429,900	458,300		
131	335,500	430,700	458,900		
132	335,900	431,500	459,500		
133	336,400	432,100	460,000		
134	336,800	432,800			
135	337,200	433,500			
136	337,600	434,200			
137	337,900	434,900			
138	338,300	435,600			
139	338,700	436,300			
140	339,100	437,000			
141	339,300	437,700			
142	339,700	438,400			
143	340,100	439,100			
144	340,500	439,800			
145	340,700	440,300			
146	341,100	441,000			
147	341,500	441,700			
148	341,900	442,400			
149	342,100	442,900			
150	342,400	443,500			
151	342,700	444,100			
152	343,000	444,700			
153	343,400	445,400			
154	343,800	446,000			
155	344,200	446,600			
156	344,600	447,200			

改 正 案

101	315,600	402,600	442,600	486,700
102	316,800	403,800	443,200	
103	318,000	405,000	443,800	
104	319,200	406,200	444,400	
105	320,300	407,200	444,900	
106	321,400	408,300	445,500	
107	322,500	409,400	446,100	
108	323,600	410,500	446,700	
109	324,500	411,700	447,300	
110	325,100	412,700	447,900	
111	325,700	413,700	448,500	
112	326,300	414,700	449,100	
113	327,000	415,800	449,600	
114	327,500	416,800	450,200	
115	328,000	417,800	450,800	
116	328,500	418,800	451,400	
117	329,100	419,600	451,900	
118	329,700	420,500	452,500	
119	330,300	421,400	453,100	
120	330,900	422,300	453,700	
121	331,400	423,300	454,200	
122	332,000	424,200	454,800	
123	332,600	425,100	455,400	
124	333,200	426,000	456,000	
125	333,700	426,800	456,400	
126	334,200	427,600	457,000	
127	334,700	428,400	457,600	
128	335,200	429,200	458,200	
129	335,600	430,000	458,600	
130	336,000	430,700	459,200	
131	336,400	431,400	459,800	
132	336,800	432,100	460,400	
133	337,300	432,900	460,800	
134	337,700	433,600		
135	338,100	434,300		
136	338,500	435,000		
137	338,700	435,700		
138	339,100	436,400		
139	339,500	437,100		
140	339,900	437,800		
141	340,100	438,500		
142	340,500	439,200		
143	340,900	439,900		
144	341,300	440,600		
145	341,500	441,100		
146	341,900	441,700		
147	342,300	442,300		
148	342,700	442,900		
149	342,900	443,600		
150	343,200	444,200		
151	343,500	444,800		
152	343,800	445,400		
153	344,200	446,100		
154	344,500	446,700		
155	344,800	447,300		
156	345,100	447,900		

現 行

	157	344,800	447,900			
	158	345,200				
	159	345,600				
	160	346,000				
	161	346,200				
	162	346,600				
	163	347,000				
	164	347,400				
	165	347,600				
	166	348,000				
	167	348,400				
	168	348,800				
	169	349,000				
	170	349,300				
	171	349,600				
	172	349,900				
	173	350,300				
	174	350,600				
	175	350,900				
	176	351,200				
	177	351,600				
	178	351,900				
	179	352,200				
	180	352,500				
	181	352,900				
再任用 職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校高等部に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

改 正 案

	157	345,500	448,600			
	158	345,900				
	159	346,300				
	160	346,700				
	161	346,900				
	162	347,300				
	163	347,700				
	164	348,100				
	165	348,300				
	166	348,700				
	167	349,100				
	168	349,500				
	169	349,700				
	170	350,000				
	171	350,300				
	172	350,600				
	173	351,000				
	174	351,300				
	175	351,600				
	176	351,900				
	177	352,300				
	178	352,600				
	179	352,900				
	180	353,200				
	181	353,600				
再任用 職員		235,100	278,600	307,900	336,500	422,300

備考 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校高等部に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

現 行

別表第2

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	287,700	412,700
	2	152,500	168,800	290,700	414,200
	3	154,100	170,900	293,700	415,700
	4	155,700	173,000	296,700	417,200
	5	157,100	175,100	299,700	418,600
	6	158,900	177,300	302,700	420,100
	7	160,700	179,500	305,700	421,600
	8	162,500	181,700	308,700	423,100
	9	164,400	184,000	311,800	424,700
	10	166,400	186,800	314,700	426,100
	11	168,400	189,600	317,600	427,500
	12	170,400	192,400	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	325,500	431,600
	15	176,900	198,500	327,800	433,000
	16	179,100	200,200	330,100	434,400
	17	181,400	201,900	332,300	435,600
	18	183,900	203,600	334,600	436,800
	19	186,400	205,300	336,900	438,000
	20	188,900	207,000	339,200	439,200
	21	191,500	208,700	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	354,400	448,300
	28	202,900	222,100	356,300	449,600
	29	204,500	224,000	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	360,000	452,000
	31	207,900	229,400	361,800	453,200
	32	209,600	232,100	363,600	454,400
	33	211,100	234,900	365,500	455,500
	34	212,800	237,700	367,300	456,400
	35	214,500	240,500	369,100	457,300
	36	216,200	243,300	370,900	458,200
	37	217,700	246,200	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	374,200	459,800
	39	221,100	251,800	375,700	460,700
	40	222,800	254,600	377,200	461,600
	41	224,600	257,400	378,800	462,500
	42	226,400	260,000	380,300	463,400
	43	228,200	262,600	381,800	464,300
	44	230,000	265,200	383,300	465,200
	45	231,800	267,600	384,900	466,000
	46	233,500	270,100	386,500	
	47	235,200	272,600	388,100	
48	236,900	275,100	389,700		

改 正 案

別表第 2

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	290,200	413,800
	2	155,200	171,600	293,100	415,300
	3	156,800	173,700	296,000	416,800
	4	158,400	175,800	298,900	418,300
	5	159,800	177,900	301,900	419,700
	6	161,600	180,100	304,900	421,200
	7	163,400	182,300	307,900	422,700
	8	165,200	184,500	310,900	424,200
	9	167,100	186,800	313,700	425,800
	10	169,100	189,600	316,500	427,200
	11	171,100	192,400	319,300	428,600
	12	173,100	195,200	322,100	430,000
	13	175,200	197,900	324,900	431,300
	14	177,400	199,600	327,100	432,700
	15	179,600	201,300	329,300	434,100
	16	181,800	203,000	331,500	435,500
	17	184,100	204,700	333,700	436,700
	18	186,600	206,400	336,000	437,900
	19	189,100	208,100	338,300	439,100
	20	191,600	209,800	340,600	440,300
	21	194,200	211,500	342,900	441,600
	22	195,900	213,400	345,200	442,900
	23	197,600	215,300	347,500	444,200
	24	199,300	217,200	349,800	445,500
	25	200,800	218,900	351,900	446,800
	26	202,400	220,900	353,800	448,100
	27	204,000	222,900	355,700	449,400
	28	205,600	224,900	357,600	450,700
	29	207,200	226,800	359,500	451,900
	30	208,900	229,500	361,300	453,100
	31	210,600	232,200	363,100	454,300
	32	212,300	234,900	364,900	455,500
	33	213,800	237,700	366,800	456,600
	34	215,500	240,500	368,600	457,500
	35	217,200	243,300	370,400	458,400
	36	218,900	246,100	372,200	459,300
	37	220,400	248,900	374,000	460,000
	38	222,100	251,700	375,500	460,900
	39	223,800	254,500	377,000	461,800
	40	225,500	257,300	378,500	462,700
	41	227,300	260,000	380,100	463,600
	42	229,100	262,500	381,600	464,500
	43	230,900	265,000	383,100	465,400
	44	232,700	267,500	384,600	466,300
	45	234,500	269,900	386,100	467,100
	46	236,100	272,400	387,700	
	47	237,700	274,900	389,300	
48	239,300	277,400	390,900		

現 行

49	238,600	277,700	391,100
50	240,200	280,300	392,500
51	241,800	282,900	393,900
52	243,400	285,500	395,300
53	244,900	287,900	396,800
54	246,500	290,400	398,100
55	248,100	292,900	399,400
56	249,700	295,400	400,700
57	251,300	297,800	401,900
58	252,800	300,400	403,200
59	254,300	303,000	404,500
60	255,800	305,600	405,800
61	257,300	308,200	407,000
62	258,700	310,700	408,300
63	260,100	313,200	409,600
64	261,500	315,700	410,900
65	263,000	318,100	412,000
66	264,600	320,300	413,100
67	266,200	322,500	414,200
68	267,800	324,700	415,300
69	269,400	327,000	416,500
70	270,800	329,200	417,600
71	272,200	331,400	418,700
72	273,600	333,600	419,800
73	275,100	335,700	420,900
74	276,400	337,800	421,700
75	277,700	339,900	422,500
76	279,000	342,000	423,300
77	280,400	344,200	423,900
78	281,600	346,100	424,700
79	282,800	348,000	425,500
80	284,000	349,900	426,300
81	285,300	351,700	426,900
82	286,400	353,400	427,500
83	287,500	355,100	428,100
84	288,600	356,800	428,700
85	289,800	358,500	429,400
86	290,800	360,100	430,000
87	291,800	361,700	430,600
88	292,800	363,300	431,200
89	293,900	365,000	431,900
90	294,700	366,600	432,500
91	295,500	368,200	433,100
92	296,300	369,800	433,700
93	297,100	371,200	434,200
94	297,900	372,500	434,800
95	298,700	373,800	435,400
96	299,500	375,100	436,000
97	300,300	376,500	436,700
98	301,100	377,700	437,400
99	301,900	378,900	438,100
100	302,700	380,100	438,800

改 正 案

49	241,000	279,700	392,300
50	242,500	282,200	393,700
51	244,000	284,700	395,100
52	245,500	287,200	396,500
53	247,100	289,600	398,000
54	248,600	292,000	399,300
55	250,100	294,400	400,600
56	251,600	296,800	401,900
57	253,200	299,300	403,000
58	254,700	301,900	404,300
59	256,200	304,500	405,600
60	257,700	307,100	406,900
61	259,000	309,500	408,100
62	260,400	312,000	409,400
63	261,800	314,500	410,700
64	263,200	317,000	412,000
65	264,500	319,400	413,100
66	266,100	321,600	414,200
67	267,700	323,800	415,300
68	269,300	326,000	416,400
69	270,700	328,300	417,600
70	272,100	330,500	418,700
71	273,500	332,700	419,800
72	274,900	334,900	420,900
73	276,400	337,000	422,000
74	277,700	339,100	422,800
75	279,000	341,200	423,600
76	280,300	343,300	424,400
77	281,700	345,500	425,000
78	282,900	347,400	425,800
79	284,100	349,300	426,600
80	285,300	351,200	427,400
81	286,600	353,000	428,000
82	287,700	354,700	428,600
83	288,800	356,400	429,200
84	289,900	358,100	429,800
85	291,000	359,800	430,500
86	292,000	361,400	431,100
87	293,000	363,000	431,700
88	294,000	364,600	432,300
89	295,100	366,100	433,000
90	295,900	367,700	433,600
91	296,700	369,300	434,200
92	297,500	370,900	434,800
93	298,300	372,300	435,300
94	299,100	373,600	435,900
95	299,900	374,900	436,500
96	300,700	376,200	437,100
97	301,400	377,600	437,800
98	302,200	378,700	438,500
99	303,000	379,800	439,200
100	303,800	380,900	439,900

現 行

101	303,600	381,100	439,300
102	304,000	382,200	439,900
103	304,400	383,300	440,500
104	304,800	384,400	441,100
105	305,300	385,300	441,800
106	305,600	386,300	
107	305,900	387,300	
108	306,200	388,300	
109	306,500	389,300	
110	306,800	390,300	
111	307,100	391,300	
112	307,400	392,300	
113	307,500	393,200	
114	307,800	394,200	
115	308,100	395,200	
116	308,400	396,200	
117	308,500	397,000	
118	308,800	397,900	
119	309,100	398,800	
120	309,400	399,700	
121	309,500	400,400	
122	309,800	401,200	
123	310,100	402,000	
124	310,400	402,800	
125	310,500	403,500	
126	310,800	404,200	
127	311,100	404,900	
128	311,400	405,600	
129	311,500	406,300	
130	311,800	407,000	
131	312,100	407,700	
132	312,400	408,400	
133	312,500	408,900	
134	312,800	409,500	
135	313,100	410,100	
136	313,400	410,700	
137	313,500	411,400	
138	313,800	412,000	
139	314,100	412,600	
140	314,400	413,200	
141	314,500	413,900	
142		414,500	
143		415,100	
144		415,700	
145		416,300	
146		416,900	
147		417,500	
148		418,100	
149		418,700	
150		419,300	
151		419,900	
152		420,500	

改 正 案

101	304,700	382,100	440,400
102	305,100	383,200	441,000
103	305,500	384,300	441,600
104	305,900	385,400	442,200
105	306,400	386,300	442,900
106	306,700	387,300	
107	307,000	388,300	
108	307,300	389,300	
109	307,600	390,300	
110	307,900	391,300	
111	308,200	392,300	
112	308,500	393,300	
113	308,600	394,200	
114	308,900	395,100	
115	309,200	396,000	
116	309,500	396,900	
117	309,600	397,900	
118	309,900	398,800	
119	310,200	399,700	
120	310,500	400,600	
121	310,600	401,300	
122	310,900	402,100	
123	311,200	402,900	
124	311,500	403,700	
125	311,600	404,400	
126	311,900	405,100	
127	312,200	405,800	
128	312,500	406,500	
129	312,600	407,200	
130	312,900	407,800	
131	313,200	408,400	
132	313,500	409,000	
133	313,600	409,700	
134	313,900	410,300	
135	314,200	410,900	
136	314,500	411,500	
137	314,600	412,200	
138	314,800	412,800	
139	315,000	413,400	
140	315,200	414,000	
141	315,500	414,700	
142		415,300	
143		415,900	
144		416,500	
145		417,100	
146		417,700	
147		418,300	
148		418,900	
149		419,400	
150		420,000	
151		420,600	
152		421,200	

現 行

	153		421,100		
	154		421,700		
	155		422,300		
	156		422,900		
	157		423,500		
	158		424,100		
	159		424,700		
	160		425,300		
	161		425,900		
再任用 職員		225,200	274,200	328,600	411,000

- 備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに小学校に勤務する講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2の2 (略)

改 正 案

	153		421,800		
	154		422,400		
	155		423,000		
	156		423,600		
	157		424,200		
	158		424,800		
	159		425,400		
	160		426,000		
	161		426,600		
再任用 職員		226,300	275,300	329,700	412,100

- 備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに小学校に勤務する講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2の2 (略)

現 行

別表第3

給 料 の 調 整 額 定 額 表

職 務 の 級	給 料 の 調 整 額	
1 級	11,625円。ただし、	1号給 8,487円 2号給 8,577円 3号給 8,667円 4号給 8,757円 5号給 8,836円 6号給 8,937円 7号給 9,038円 8号給 9,140円 9号給 9,247円 10号給 9,360円 11号給 9,472円 12号給 9,585円 13号給 9,702円 14号給 9,826円 15号給 9,950円 16号給 10,073円 17号給 10,203円 18号給 10,343円 19号給 10,485円 20号給 10,625円 21号給 10,771円 22号給 10,867円 23号給 10,962円 24号給 11,058円 25号給 11,142円 26号給 11,232円 27号給 11,322円 28号給 11,412円 29号給 11,508円 30号給 11,603円
2 級	14,375円。ただし、	1号給 10,973円 2号給 11,070円 3号給 11,165円 4号給 11,261円 5号給 11,356円 6号給 11,452円 7号給 11,547円 8号給 11,643円 9号給 11,738円 10号給 11,846円 11号給 11,952円 12号給 12,060円 13号給 12,155円 14号給 12,267円 15号給 12,380円 16号給 12,492円 17号給 12,600円 18号給 12,751円 19号給 12,903円 20号給 13,055円 21号給 13,212円 22号給 13,370円 23号給 13,527円 24号給 13,685円 25号給 13,848円 26号給 14,006円 27号給 14,163円 28号給 14,321円

改 正 案

別表第3

給 料 の 調 整 額 定 額 表

職 務 の 級	給 料 の 調 整 額	
1 級	11,750円。ただし、	1号給 8,640円 2号給 8,730円 3号給 8,820円 4号給 8,910円 5号給 8,988円 6号給 9,090円 7号給 9,191円 8号給 9,292円 9号給 9,398円 10号給 9,511円 11号給 9,623円 12号給 9,736円 13号給 9,855円 14号給 9,978円 15号給 10,102円 16号給 10,226円 17号給 10,355円 18号給 10,496円 19号給 10,636円 20号給 10,777円 21号給 10,923円 22号給 11,018円 23号給 11,115円 24号給 11,210円 25号給 11,295円 26号給 11,385円 27号給 11,475円 28号給 11,565円 29号給 11,660円
2 級	14,375円。ただし、	1号給 11,131円 2号給 11,227円 3号給 11,322円 4号給 11,418円 5号給 11,513円 6号給 11,610円 7号給 11,705円 8号給 11,801円 9号給 11,896円 10号給 12,003円 11号給 12,110円 12号給 12,217円 13号給 12,312円 14号給 12,425円 15号給 12,537円 16号給 12,650円 17号給 12,757円 18号給 12,908円 19号給 13,061円 20号給 13,212円 21号給 13,370円 22号給 13,527円 23号給 13,685円 24号給 13,842円 25号給 14,000円 26号給 14,157円 27号給 14,315円

議案第 289 号 福岡市総合図書館に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市総合図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市総合図書館（分館を除く。）

(2) 指定管理者に指定する者

よかたい図書館共同事業体

代表者 福岡市博多区博多駅南一丁目 2 番 15 号 東洋ビル管理株式会社 福岡市中央区今泉一丁目 12 番 23 号 西鉄ビルマネージメント株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号 九州メンテナンス株式会社

(3) 指定する期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

- ① 施設の管理に関する業務（施設の管理及び保守業務、付帯設備の維持管理、清掃・環境衛生管理 他）
 - ② 施設の運営に関する業務（施設の利用案内に関する業務、会議室の利用許可、常駐警備、入館者の利便サービス 他）
 - ③ 指定管理者企画事業（交流の場づくり、やすらぎの場づくりに寄与する事業等）
- ※ 図書館事業（図書資料等を収集・整理・保存して市民の利用に供すること、利用相談、調査研究、講演会等の実施等）は、教育委員会が行う。

(2) 応募資格

福岡市内に本店・本社を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により構成される共同事業体であって、次のいずれかに該当しないもの。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- ② 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び福岡市税を滞納しているもの
- ③ 自らの責に帰すべき事由により、5 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- ④ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- ⑤ 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
- ⑥ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

(3) 応募者

- 4 団体（応募者数）
- ・よかたい図書館共同事業体
 - ・総合システム管理株式会社
 - ・団体A
 - ・団体B

(4) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

- ・石川 孝治（福岡市自治協議会等7区会長会会長）
- ・白根 恵子（佐賀女子短期大学教授）
- ・槇本 健次（福岡県中小企業診断士協会会長）
- ・森田 昌嗣（九州大学教授） 委員長
- ・八尋 理恵（福岡おはなしの会前代表） ※五十音順

(5) 募集・選定経過

- ・第1回選定・評価委員会 平成27年6月27日
（募集要項及び選定基準・方法の決定）
- ・募集要項配布期間 平成27年7月3日から平成27年8月21日まで
- ・募集説明会（参加21団体） 平成27年7月13日
- ・質問受付期間 平成27年7月14日から平成27年7月21日まで
- ・質問回答 平成27年7月31日
- ・応募受付期間 平成27年8月11日から平成27年8月21日まで
- ・第2回選定・評価委員会 平成27年9月14日
（福岡市総合図書館についての応募団体審査及び指定管理者候補者の選定）
- ・第3回選定・評価委員会 平成27年10月6日
（福岡市東図書館についての応募団体審査及び指定管理者候補者の選定）

(6) 指定管理料の上限額

平成28年度：149,672千円

4 選定結果

(1) 評価基準

基準	評価の観点	配点
市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理・運営について理解し、意欲をもっているか ・図書館の設置目的を理解したうえで、効果的な管理・運営方針を提案しているか ・利用者等からの苦情等を把握し、対処する方法がとられているなど、公平な利用を図るための取り組み姿勢があるか ・個人情報保護への取り組みがなされているか 	20
総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理や警備の内容が的確で効果的効率的であるか ・業務の一部を委託する場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小となるように工夫されているか ・業務の年間スケジュールは的確で効果的効率的であるか ・積算根拠が適切であり、収支計画や指定管理料に妥当性があるか ・経費を縮減するための工夫がなされているか 	35
総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況が良好で、安定的な管理・運営が可能となる財政的基盤を有しているか ・組織や管理・運営体制が明確に示され、必要な資格や経験等を有する職員など、十分な要員配置が行われているか ・公の施設の管理・運営の業務実績や、必要なノウハウがあるか ・必要な研修体制が具体的かつ効果的に講じられているか ・利用者ニーズを的確に把握し、管理・運営に反映させる工夫があるか。利用者サービスの向上を図るための具体的な方策があるか ・事故災害発生時に対する危機管理体制や、安全対策がとられているか ・利用者サービスや施設の魅力向上のために効果的な、指定管理者企画事業が提案されているか 	80
その他 教育委員会が必要と認める基準	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮その他福岡市の施策に貢献する取り組みを提案しているか ・図書館近隣地域との連携や貢献についての提案があるか ・その他新たに利用者に提供できる利用者サービスがあるか 	15
合 計		150

※委員ごとに、評価基準に基づき評価点を付ける（150点満点）

※評価点に基づき、委員で協議のうえ、指定管理者の候補者の選考と順位付けを行う

(2) 選定結果

指定管理者選定・評価委員会の評価内容を踏まえ、下表のとおり、総合的に最も評価が高い、よかたい図書館共同事業体を指定管理者の候補者としたものである。

応募団体名	評価基準	配点	評価点
【指定候補者】 よかたい 図書館 共同事業体 提案額 139,959 千円	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	100 (20×5)	86
	総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られること	175 (35×5)	139
	総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	400 (80×5)	339
	その他 教育委員会が必要と認める基準	75 (15×5)	63
	合 計	750 (150×5)	627
	主な評価内容	図書館の特性を理解し、業務実績を踏まえ、実情も把握した、全体的に充実した提案がされている。 構成団体それぞれの経験やノウハウを生かした業務実施体制は、公の施設の管理者として十分に期待でき、共同事業体の強みを感じる。 本や読書関連の図書館の特性を生かした指定管理者企画事業が提案されているとともに、利用促進に向けた広報手段についても工夫がある。	
応募団体名	評価基準	配点	評価点
【次点】 総合システム 管理株式会社 提案額 138,525 千円	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	100 (20×5)	82
	総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られること	175 (35×5)	140
	総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	400 (80×5)	328
	その他 教育委員会が必要と認める基準	75 (15×5)	60
	合 計	750 (150×5)	610
	主な評価内容	図書館の設置目的についての理解があり、公の施設の指定管理の実績から、これまでのノウハウを踏まえた業務実施体制の提案がされている。 指定管理者企画事業には一般的に行われている内容が多く、図書館の特性を生かした事業等、もっと工夫が欲しい。 市の施策に貢献する取り組みの充実が望まれる。	

※評価点については、委員5名の評価点の合計である

応募団体名	評価基準	配点	評価点
団体A 提案額 149,297千円	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	100 (20×5)	71
	総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られること	175 (35×5)	119
	総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	400 (80×5)	287
	その他 教育委員会が必要と認める基準	75 (15×5)	56
	合 計	750 (150×5)	533
主な評価内容	<p>利用者の安全面など、管理体制はしっかり考えられているものの、全体的に具体性に乏しい提案であり、図書館の特性が生かされていない。</p> <p>指定管理者企画事業の内容が一般的で、読書に関する企画など、もっと工夫が欲しい。</p> <p>宣伝広告によって人を集め、入館者数を増やすという考え方が具体的でなく、実現性に疑問がある。</p>		
応募団体名	評価基準	配点	評価点
団体B 提案額 148,176千円	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	100 (20×5)	64
	総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られること	175 (35×5)	111
	総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	400 (80×5)	242
	その他 教育委員会が必要と認める基準	75 (15×5)	50
	合 計	750 (150×5)	467
主な評価内容	<p>提案全体が概略的で、細かな対応方法などが十分に説明されていない。</p> <p>これまでの業務実績が少なく、安定した管理業務が行えるかどうか疑問がある。</p> <p>指定管理者企画事業などの提案には、民間的な発想で興味深い部分もあるが、図書館の特性を生かした取り組みとしては弱い。</p>		

※評価点については、委員5名の評価点の合計である

[参考：福岡市総合図書館の概要]

(1) 設置目的

市民の教育，学術及び文化の発展に寄与するため，福岡市総合図書館を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。(福岡市総合図書館条例第1条)

(2) 施設の概要

所在地	早良区百道浜三丁目7番1号
設置年月日	平成8年6月29日
敷地面積	19,818 m ²
施設面積	24,120 m ² (延床面積)
構造	鉄筋コンクリート造5階建
蔵書冊数	図書1,286,570冊 (平成27年3月31日現在)

(3) 利用状況等

開館時間	午前10時から午後7時まで，日曜及び休日は午前10時から午後6時まで ※平成28年4月1日から下記に変更予定
休館日	午前10時から午後8時まで，日曜及び休日は午前10時から午後7時まで 毎週月曜日，毎月末日，12月28日から翌年1月4日まで，図書資料等の特別整理期間
入館者数	1,757,239人 (平成26年度)
貸出冊数	1,521,851冊 (平成26年度)

議案第 290 号 福岡市東図書館に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市東図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市東図書館

(2) 指定管理者に指定する者

東図書館管理運営共同企業体

代表者 東京都新宿区新宿三丁目 17 番 7 号 株式会社 紀伊國屋書店 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号 株式会社 日比谷花壇
--

(3) 指定する期間

平成 28 年 6 月 4 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

- ① 図書館に関する業務（貸出・返却・予約等の基幹的なサービス，蔵書構築及び管理 他）
- ② 図書館情報システムの運用に関する業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 個人情報保護，守秘義務及び業務に関する情報の公開に関する業務
- ⑤ 事故への対応・損害賠償
- ⑥ 災害発生時の対応等
- ⑦ 利用者ニーズ・要望・苦情への対応
- ⑧ 有料駐車場における駐車券の割引処理
- ⑨ その他

※図書の選定・購入等については，指定管理業務の対象とせず，教育委員会が直接行う。

※東図書館が入居する建物本体の清掃・警備等の施設管理については，市民局が別途に指定管理者を選定し，行わせる予定である。

(2) 応募資格

福岡市内に事業所を置く法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）であって，一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（旧財団法人 日本情報処理開発協会）のプライバシーマーク等，個人情報保護管理の第三者認証を得ており，かつ，次の各号のいずれかに該当しないもの。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- ② 団体又はその代表者が，所得税，法人税，消費税，地方消費税及び福岡市税を滞納しているもの
- ③ 自らの責に帰すべき事由により，5 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

- ④ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- ⑤ 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
- ⑥ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

(3) 応募者

- 3 団体（応募者数）
- ・ 東図書館管理運営共同企業体
 - ・ 株式会社 図書館流通センター
 - ・ 団体C

(4) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

- ・ 石川 孝治（福岡市自治協議会等7区会長会会長）
- ・ 白根 恵子（佐賀女子短期大学教授）
- ・ 楨本 健次（福岡県中小企業診断士協会会長）
- ・ 森田 昌嗣（九州大学教授） 委員長
- ・ 八尋 理恵（福岡おはなしの会前代表）

※五十音順

※同委員会により福岡市東図書館の指定候補者を選定

(5) 募集・選定経過

- | | |
|---|--------------------------|
| ・ 第1回選定・評価委員会
（募集要項及び選定基準・方法の決定） | 平成27年6月27日 |
| ・ 募集要項配布期間 | 平成27年7月3日から平成27年8月21日まで |
| ・ 募集説明会（参加17団体） | 平成27年7月10日 |
| ・ 質問受付期間 | 平成27年7月14日から平成27年7月21日まで |
| ・ 質問回答 | 平成27年7月31日 |
| ・ 応募受付期間 | 平成27年8月11日から平成27年8月21日まで |
| ・ 第2回選定・評価委員会
（福岡市総合図書館についての応募団体審査及び指定管理者候補者の選定） | 平成27年9月14日 |
| ・ 第3回選定・評価委員会
（福岡市東図書館についての応募団体審査及び指定管理者候補者の選定） | 平成27年10月6日 |

(6) 指定管理料の上限額

平成28年度：32,335千円

4 選定結果

(1) 評価基準

基準	評価の観点	配点
I 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理・運営について理解し、意欲を持っている。 ・図書館の設置目的を踏まえたうえで、効果的な管理・運営方針を提案し、かつ、目標を設定している。 	10
II 図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・管理・運營業務マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理、利用案内など利用者の視点に立った適切かつ公平なサービスの提供の方策を講じている。 ・利用者ニーズを的確に把握し、管理・運営に反映させる工夫をしている。 ・サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ・集客について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ・施設の利用状況や特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ・地域、教育機関、関係団体等との連携や関わり方について、具体的に提案している。 ・読書の普及に寄与するとともに、施設の魅力向上に繋がる読書普及行事が企画されている。 ・予算額の積算根拠が適切である。 ・経費縮減についての考え方や取組などが適切である。 	75
III 図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ・法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 ・管理・運営にあたって、充分な要員配置を行っている。 ・施設の的確な管理・運営と管理・運営水準向上の考え方及び手法が適切である。 ・施設の管理・運営のための業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。 ・必要な研修体制を具体的かつ効果的に講じている。 ・事故災害発生時に対する危機管理体制や、安全対策をとっている。 ・利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。 ・環境配慮その他福岡市の施策に貢献する取り組みを提案している。 ・管理運営体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。 	55
IV その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市に主たる事業所を有している。 ・利用者サービスや施設の魅力向上のために効果的な、指定管理者企画事業を提案している。 	10
合 計		150

※委員ごとに、評価基準に基づき評価点を付ける（150点満点）

※評価点に基づき、委員で協議のうえ、指定管理者の候補者の選考と順位付けを行う

(2) 選定結果

指定管理者選定・評価委員会の評価内容を踏まえ、下表のとおり、総合的に最も評価が高い、東図書館管理運営共同企業体を指定候補者としたものである。

応募団体名	評価基準	配点	評価点
【指定候補者】 東図書館 管理運営 共同企業体 提案額 32,264千円	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	50 (10×5)	46
	図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	375 (75×5)	291
	図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	275 (55×5)	224
	その他	50 (10×5)	26
	合 計	750 (150×5)	587
主な評価内容	<p>事業計画において、花と緑を楽しみながら閲覧できる憩いの空間づくりとして「花図書館」というコンセプトを打ち出していることが、ユニークな独自提案になっており、香椎副都心公共施設の並木広場に図書館が面していることとの親和性も高い。</p> <p>また、地元自治会、公民館、小中高大学、ボランティア団体など地域とのつながりや連携を深め、地域振興の拠点として地域に愛される施設づくりを目指すという提案が具体的に示されている。</p>		
応募団体名	評価基準	配点	評価点
【次点】 株式会社 図書館流通 センター 提案額 32,141千円	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	50 (10×5)	46
	図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	375 (75×5)	283
	図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	275 (55×5)	228
	その他	50 (10×5)	24
	合 計	750 (150×5)	581
主な評価内容	<p>全国各地の公共図書館における指定管理の受託実績等に基づいた事業計画である。</p> <p>また、他の図書館勤務経験者によるバックアップや図書館サービスの専門的な研修の充実など、図書館運営にとって安心できる提案である。</p> <p>ただし、地域との連携に関する提案内容の具体性が不足しており、踏み込み方も弱い。</p>		

※評価点については、委員5名の評価点の合計である

応募団体名	評価基準	配点	評価点
団体C 提案額 28,900 千円	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	50 (10×5)	36
	図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	375 (75×5)	240
	図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	275 (55×5)	201
	その他	50 (10×5)	18
	合 計	750 (150×5)	495
主な評価内容	指定管理料提案額が最低額であるものの、事業計画において、総合的な管理・運営方針、効果的な集客対策、地域や関係団体との連携などに関する内容が具体的に示されておらず、独自性が薄く踏み込み方も弱い。		

※評価点については、委員5名の評価点の合計である

[参考：福岡市東図書館の概要]

(1) 設置目的

市民の教育，学術及び文化の発展に寄与するため，福岡市総合図書館を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。(福岡市総合図書館条例第1条第1項)

総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。(同条例第1条第2項)

別表第1 (※抜粋)

名 称	位 置
福岡市東図書館	福岡市東区香住ヶ丘一丁目

※位置を「福岡市東区千早四丁目」とする改正規定が平成28年6月4日から施行される。

(2) 施設の概要

項 目	移 転 後	現 在
所在地	福岡市東区千早四丁目 香椎副都心公共施設（なみきスクエア）内 ・東市民センター （ホール・視聴覚室・会議室等） ・東図書館 ・千早音楽・演劇練習場 ・証明サービスコーナー	福岡市東区香住ヶ丘一丁目 東市民センター内 ・東市民センター （ホール・視聴覚室・会議室等） ・東図書館
施設面積（福岡市東図書館の専用部分）	約 753 m ²	約 361 m ²
蔵書冊数	約 6 万冊	約 6 万冊
開館時間	午前9時から午後8時まで	午前10時から午後6時まで
休館日	○毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは，その日後において最初の休日でない日） ○12月28日から翌年1月3日まで ○図書資料等の特別整理期間（1年につき14日を超えない範囲内）	○毎週月曜日（その日が休日に当たるときは，その日後において最初の休日でない日） ○毎月末日（その日が日曜日，月曜日，土曜日又は休日に当たるときは，その日後において最初の日曜日，月曜日，土曜日及び休日でない日） ○12月28日から翌年1月4日まで ○図書資料等の特別整理期間（1年につき14日を超えない範囲内）

※移転予定日：平成28年6月4日

議案第 305 号 訴えの提起について

理由

本件は、学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 訴えの相手方

※個人が特定される情報については掲載しておりません。

2 請求の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、滞納学校給食費金 426,319 円を支払え。
 - (2) 相手方は、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。

議案第 306 号 和解について

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の学校事故に係る損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 事件番号及び事件名

※個人が特定される情報については掲載していません。

損害賠償請求事件

2 和解の当事者

(1) 原告

※個人が特定される情報については掲載していません。

(2) 被告

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市

※個人が特定される情報については掲載していません

※個人が特定される情報については掲載していません

※個人が特定される情報については掲載していません

3 和解条項

原告並びに本市及び被告〇〇ら（〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇をいう。以下同じ。）は、裁判所が、「本件紛争の経緯、事案の性質等に鑑み、のみならず、同種事故の再発防止や今後の学校教育の更なる改善の観点からも、訴訟上の和解によって紛争を終局的に解決することが、当事者全員にとって、さらにおそらくは地域社会や次世代の子どもたちにとっても最も望ましい」こと、「そして、本件高校剣道部においては、長期間にわたり上級生によって指導名下に下級生に対する暴力的行為が行われていたこと、この間、本件剣道部顧問は日常的かつ熱心に剣道部部員の指導を行っていたこと、本件暴行事故も、本件剣道部顧問によって日常的かつ熱心に生徒指導が行われていた状況下で発生したものであり、生徒間の偶発的な事故とは認め難く、本件剣道部顧問や本件高校

側の事前事後の対応に問題がなかったとはいいい難いことなど、本件紛争に係る事実関係、加えて、各当事者の和解に関する意向、その他本件に顕われた一切の事情を踏まえて」和解を提案したことを受け、和解により、以下の事項を合意する。

(1) 被告〇〇らは、原告に対し、本件和解金として、連帯して金 400, 000 円の支払義務があることを認める。

被告〇〇らは、原告に対し、連帯して、上記の金員を、平成 28 年 1 月 25 日限り、原告代理人指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告〇〇らの負担とする。

(2) 被告〇〇〇〇は、本件暴行及び原告を含む福岡市立博多工業高等学校（以下「本件高校」という。）剣道部の当時の 1 年生部員に対して暴力的行為に及んだこと（以下「本件暴行事故」という。）について、誓約書での謝罪に重ねて真摯に謝罪し、原告はこれを受け入れた。

(3) 本市は、本和解期日において、本件高校剣道部顧問による生徒指導の状況、本件暴行事故の発生状況、本件高校校長による本件暴行事故に対する対応等に鑑み、遺憾の意を表す。

(4) 本市は、次のとおり具体的方策を定め、本件高校における暴力事件の発生を未然に防止するとともに、暴力事件が発生した場合は、迅速かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

① 暴力事件の発生を未然に防止するための具体的方策

ア 本件高校では、平成 13 年より全校生徒を対象にいじめ、人権の問題等、学校生活全般にわたるアンケート調査を各学期に 1 回実施しているが、この中に生徒間の暴力行為等に関する設問を追加するとともに、回答に気になる記述があった場合は、速やかに詳細な調査を行う等適切に対応する。

イ 学校生活に悩みを抱える生徒が相談しやすいよう相談（面談）週間を設ける。

ウ 全校集会、学年集会及びクラスホームルームの機会を通して、暴力行為を行わないよう指導する。

エ 生徒の規範意識を育む授業及び講演会を実施する。

オ 部活動生徒全員が参加する部活動集会及び各部活動キャプテンが参加する会議を実施し、暴力行為を行わないよう指導する。

カ 部活動顧問会を実施し、各部で暴力行為を未然に防ぐために、例えば、練習を休みがちな生徒の有無、部活動中又は部活動後の表情が優れない生徒の有無等、生徒一人ひとりの様子を細かく観察するよう各部活動顧問に周知徹底する。

キ カの観察の結果、様子がおかしい生徒がいた場合は、声掛け、聞き取り等を行うとともに、特に問題が見られない場合も必要に応じてフォローを行う。

② 万一暴力事件が発生した場合の具体的方策

ア 生徒の怪我の有無を確認し、必要なときは病院へ搬送するとともに、直ちにそ

の旨を保護者へ連絡する。

イ 校長から教育委員会に事案発生の一報を速やかに行うとともに、早急に事案の当事者その他の関係者から聞き取りを行い、調査結果について教育委員会に再度報告する。

ウ 校長、副校長、教頭、生徒指導主事、当該事案を直接指導監督する教諭等で構成する対策会議を設置するとともに、教育委員会とも連携しながら、次に掲げる対策その他の必要な措置を講じる。

(ア) 加害者及び被害者を明確に特定できる場合は、加害者から被害者に謝罪するよう厳しく指導する。

(イ) 被害者及び加害者の双方の保護者に事案の内容及び学校の対応について説明する。

(ウ) 被害者に対して、スクールカウンセラー（公立の小学校、中学校、高等学校等に配置又は派遣される非常勤特別職職員であって、児童生徒の臨床心理に関する高度に専門的な知識及び経験に基づき、児童生徒に対する心理カウンセリング、保護者及び教職員に対する子どもへの接し方についての助言等を行う者をいう。）を紹介し、又は必要に応じて専門の医療機関を紹介する等、被害者の心のケアに努める。

(エ) 警察のスクールサポーター（警察署等に配置される警察官退職者等であって、学校からの派遣の要請に応じて、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う者をいう。）と連携を図って事案に対応する。

(オ) 事案の内容及び対策について全校の職員で情報共有する。

(カ) 当事者以外の生徒に対しては、被害生徒及びその保護者の意向等にも十分配慮しつつ、事案に応じて適切な情報提供を行うとともに、暴力行為の厳禁、万一暴力行為を把握した場合の教師への通報等について注意喚起等を行う。

(5) 原告は、その余の請求を放棄する。

(6) 原告及び被告ら（本市及び被告〇〇らを用いる。以下同じ。）は、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要

(1) 平成 22 年 6 月 8 日午後 4 時 30 分頃、本件高校剣道部の部室において、当時当該剣道部の上級生部員であった〇〇〇〇（以下「加害生徒」という。）が、同じく剣道部員であった原告ほか 2 名の下級生部員に対し暴行を加え、原告を負傷させた。

(2) (1)の事件の発覚を契機として、本件高校剣道部においては、それ以前から、上級生

部員による下級生部員への暴力的行為が行われていたことが明らかになった。

- (3) 原告は、平成 25 年 12 月 6 日、本件暴行事故の加害生徒並びにその保護者である〇〇〇〇 及び〇〇〇〇〇 に加え、本件高校が本件暴行事故の発生を未然に防止すべき法律上の義務を怠ったこと、本件暴行事故の発覚後の本件高校の不適切な対応により原告に精神的苦痛を与えたこと等を理由に、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金 2,773,560 円の損害賠償を求める訴えを提起した。その後、原告は、損害賠償の請求額を金 2,090,753 円に減縮した。
- (4) 本市は、本件暴行事故が生徒間の暴力行為であって、本件高校の事前事後の対応に法律上の義務違反は認められないことを理由に応訴していたが、平成 27 年 10 月 8 日、同裁判所から和解案が提示された。
- (5) 本市としては、損害賠償の義務を負うことなく紛争の解決が図られることその他の事情を勘案して、当該和解案に応じるものである。

学校における損害賠償請求事件に係る和解について

※個人が特定される情報については掲載していません

1 事故等の概要

- (1) 平成22年6月8日午後4時30分頃、本件高校剣道部の部室において、当時当該剣道部の上級生部員であった〇〇〇〇（以下「加害生徒」という。）が、同じく剣道部員であった原告ほか2名の下級生部員に対し暴行を加え、原告を負傷させた。
- (2) 原告は、平成25年12月6日、本件暴行事故の加害生徒並びにその保護者である〇〇〇〇及び〇〇〇〇に加え、本件高校が本件暴行事故の発生を未然に防止すべき法律上の義務を怠ったこと、本件暴行事故の発覚後の本件高校の不適切な対応により原告に精神的苦痛を与えたこと等を理由に、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金2,773,560円の損害賠償を求める訴えを提起した。その後、原告は、損害賠償の請求額を金2,090,753円に減縮した。

2 事故に至るまで及び事故後の経緯

- (1) 剣道部で慣例となっている部室清掃を同じく剣道部員であった原告ほか2名の下級生部員が怠ったことを理由に、平成22年6月8日午後4時30分頃、本件高校剣道部の部室において、当時剣道部の上級生部員であった加害生徒が、同じく剣道部員であった原告ほか2名の下級生部員に対し暴行を加え、原告を負傷させた。
- (2) 平成22年6月9日午後6時頃、剣道部顧問が原告の母親より本件暴行事故についての報告を受けた。
- (3) 本件事件の発覚を契機として、本件高校剣道部においては、それ以前から、上級生部員による下級生部員への暴力的行為が行われていたことが明らかになった。
- (4) 平成22年6月10日午前8時頃、剣道部顧問は、校長に本件暴行事故について報告をした。その際、校長は、詳細な事実確認をすること、剣道部員に対し、暴力行為の禁止について厳重に指導するとともに、謝罪の場を設けること、保護者会を開催し、保護者の意向を十分に聞くことを剣道部顧問に指示した。
- (5) 校長は、剣道部顧問より保護者会の内容について報告を受け、穏便な処置を求める剣道部保護者の意向を踏まえ、剣道部内の問題として解決を図ることとし、教育委員会に報告しなかった。

3 請求の要旨

相手方は、本市に対し、金2,773,560円及びこれに対する平成22年6月8日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うことを求めている。